

那賀町食育推進計画

令和3年4月

那賀町

目 次

I. 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間

II. 食をめぐる現状と課題

III. 那賀町における食育のこれまでの取組

1. 食の安全に関する食育の推進
2. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
3. 学校における食育の推進
4. 地産地消の推進と食農教育の推進

IV. 那賀町のさらなる食育の推進に向けての目標および取組

1. 食育の定義
2. 食育の目標
3. 食育の推進方向

V. 那賀町における食育の実践項目

VI. 那賀町における食育の実施策

VII. 用語解説

I. 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

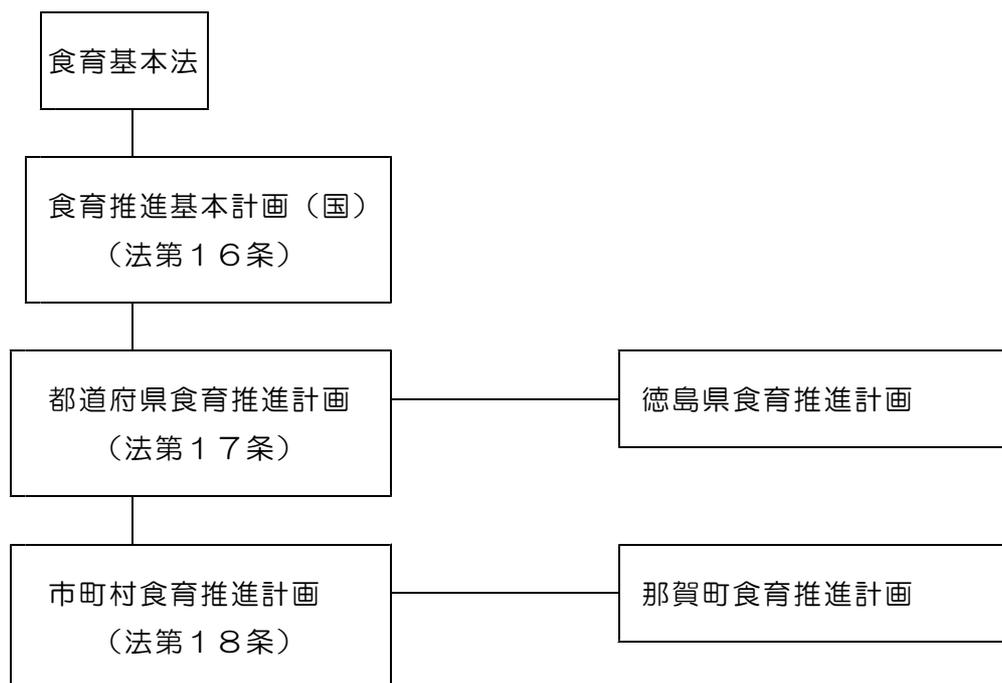
「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。(食育基本法)

徳島県では、県民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となる「徳島県食育推進計画」の基本理念を継続し、一層、食育を推進するための計画を策定しています。

こうしたことから、本町においても、食育の推進をより計画的に家庭や学校、地域等が連携して取り組むため、「那賀町食育推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村推進計画として、位置づけ、食育を具体的に推進するための計画として策定しました。



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

社会経済情勢等の様々な状況の変化により、計画の変更が必要になった場合は、町民や関係機関等の意見を聞いて見直しを行います。

II. 食をめぐる現状と課題

近年、食をめぐる社会情勢等が変化し、食生活の乱れや栄養の偏り、さらには生活

習慣病の増加など様々な問題が生じています。特に若い世代の食生活に関しては、栄養の偏りや欠食など改善すべき点が少なくありません。

また、国の第4次食育推進基本計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育を巡る状況を踏まえ、重点事項として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」を掲げ、食育の取組みにおいてもSDGsの考え方を踏まえて推進することが必要となります。

こうした背景から、本町の地域における健康づくりや生涯学習として食育を進めるため、現状を活用するソフト事業の検討と、それぞれをどのように連携させるかが課題といえます。

Ⅲ. 那賀町の食育のこれまでの取組と今後の推進方針

1. 家庭における食育の推進

家庭は、健全な食生活確立のための重要な役割を担っています。生活の多様化が進む中、子どもの頃から食に関する様々な経験や親子で参加する体験を通じて、保護者や子ども自身が食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立に努めます。

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して食材選びや調理法、食品に含まれる栄養素や体に対する働きを学んだり、食事のマナー、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解が深められるよう、家族と一緒に食卓を囲んで楽しい食事を心がけることを推進します。

2. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・子ども園等、地域の各段階において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進し、それぞれに適応した栄養・食生活指導を行い、理解を深め、実践に結びつけられるよう本町では、次のような取組みを行っています。

- ①母子栄養指導
- ②成人栄養指導
- ③健康教育

また、町民が生涯を通じて、自分の歯でおいしく食べることができるよう、「8020運動」を推進します。そして、高齢者へは、低栄養・フレイル予防に重点を置き、いつまでもいきいきと活動できる活力を維持するための食育を推進します。

3. 学校における食育の推進

各学校において食育担当者、栄養教諭、学校栄養職員で学校の食育計画を策定し、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの教育活動を通じて、全職員が連携・協力しながら組織的な取組みを進めます。

学校給食では、食育を推進するため、学校給食の献立に郷土料理を取り入れるとともに、地場産物の活用を図っています。

また、児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や、健康状態の改善を図るため、学校・家庭・地域が連携した食育の推進に努めます。また、本町の地場産物を広めるために、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験等、児童生徒の様々な体験活動を推進し、地産地消及び食文化への理解を深めることに努めます。

4. 地産地消の推進と食農教育の推進

本町では、水稻を中心に、主に果樹（ゆず、すだち）、いちご、菜の花、オクラ、お茶（緑茶、晩茶）等が栽培されています。これらを含む旬の農産物は、町内の量販店や農産物直売所等において販売されています。また、町内の飲食店では、地元で採れた食材を利用した料理を積極的に発信することにより、町産物を使った料理を食べることができる機会を増やす取り組みを推進します。

また、食農教育の一環として、町内の若手農業者グループ（アグリステーションNAKA）や地域おこし協力隊等の協力のもと児童や園児が、サツマイモの苗付けや芋掘り、晩茶摘み、田植えや稲刈り、ゆずの収穫などの体験活動を行っています。このような体験活動を通じて、自然の恩恵の上に食料生産が成り立っていることや食生活が多くの人々の苦勞や努力によって支えられていることを実感することにより、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深める取り組みを推進します。

また、家庭や外食における食べ残しや食べられるのに捨てられる「食品ロス」を削減し、食事から始める持続可能な食を支える食育を推進します。

IV. 那賀町のさらなる食育の推進に向けての目標および取組

1. 食育の定義

食育とは、

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

2. 食育の目標

那賀町の豊かな自然の恵みを受け、一人一人が食を大切に考え、生涯を通じて健全な食生活が実現できるよう、食育を推進し、豊かな人間性を育みます。

- 健康で活動的な85歳を目指す
- 楽しく食べ、元気な暮らし
- 地産地消で豊かな食生活
- 元気がもたらす医療費の低減
- 地域の食文化を伝承する。

3. 食育の推進方向

地域住民や生産者、農林水産関係団体、消費者団体、学校などがそれぞれの視点で地域に合った食育に取り組みます。

また、本町では総合的な視野から行政の中での連携を図り、それぞれの分野で食育を推進します。

V. 那賀町における食育の実践項目

1. 食に関心を持つ町民の割合を高めます。
2. 規則的に食事を摂る習慣の普及を図ります。
3. 食材料の地場産品使用の拡大を図ります。
4. 栄養バランス知識の普及を図ります。
5. 食の生産に関する知識、情報の提供を進めます。
6. 地域における食文化、食習慣の普及に努めます。

VI. 那賀町における食育の実施施策

1. 食に関心を持つ町民の割合を高めます。

- ①食に関する安全性や健康に関する情報提供（町の広報、ケーブルテレビ、学校での那賀食だより等）の充実を図ります。
- ②健康相談、健康教育、家庭訪問などの保健サービスの充実を図ります。
- ③学校給食試食参観を開催します。
- ④なかメイトが地域住民に対して食育に関する講習を行います。
- ⑤学校給食の時間を通じて食材に関する内容や栄養、安全、マナー等についての指導を行います。

2. 規則的に食事を摂る習慣の普及を図ります。

- ①乳幼児健診・相談・教室において規則的な食習慣の啓発、指導を行います。
- ②乳幼児、児童、生徒の保護者に対し、規則的な食習慣の啓発、指導を行います。
- ③小中学校での学校便りや参観日に食事が心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことについての指導を行います。

3. 食材料の地場産品使用の拡大を図ります。

- ①地元食材の安全・安心をPRするとともに、直売所における品揃えをさらに増やし、地場産品の消費拡大を図ります。
- ②郷土に対する関心を深め、郷土の良さや心を育むために、生きた教材として地場産品は重要な役割を果たすことからその使用拡大を図ります。
- ③学校給食における地場産物の利用割合（食材数ベース）を引き上げるように努めます。

4. 栄養バランス知識の普及を図ります。

- ①新生児訪問時に相談、指導活動の一環として、母子等にとって必要な栄養バランス知識の啓発、指導を行います。
- ②健康診査において、メタボリックシンドロームや糖尿病予備軍等の人に対して、食習慣の改善に向けた指導を行います。
- ③学校給食におけるセレクト給食の取組み等を通じ、自ら食品を選択する力を養えるよう指導していきます。

5. 食の生産に関する知識、情報の提供を進めます。

- ①水、農地、農作物の繋がりを体験学習する場を設けます。
- ②森林からの恵みを体験する場を設けます。
- ③総合的な学習の時間や中学校における職業体験など、農業体験を積極的に行うとともに、学校農園での生産活動の推進を図ります。

6. 地域における食文化、食習慣の普及に努めます。

- ①「いただきます」「もったいない」の心の育成、地場産物を使用した郷土料理や行事食の提供により、地域の食文化への関心と理解を深め、日々の食生活に取り入れ食生活全般の指導を行います。
- ②なかメイトを中心に郷土の食文化を活かしつつ、高血圧症等の生活習慣病予防を図り、減塩等の食生活の改善に努めます。

VII. 用語解説

○食育基本法

平成17年6月10日に第162回国会で成立し、同年7月15日に施行されました。食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

○食育推進基本計画

国では、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、①食育の推進に関する施策についての基本的な方針、②食育の推進の目標に関する事項、③食育の総合的な促進に関する事項、④食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等が定められています。

○地産地消

「地場生産―地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われます。生産者と消費者の距離を縮め、食の安全・安心を高める取組みです。

○フレイル

加齢に伴う予備能力の低下のためにストレスに対する抵抗力が低下した状態。

○食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄される食品のこと。